

# 北海道青少年健全育成基本計画（どさんこコースプラン）

## 平成 30 年度推進状況の概要

### 1 取りまとめの趣旨

- ◆ 道では、平成 20 年 3 月に北海道青少年健全育成条例（以下、「条例」という）に基づき、「どさんこコースプラン」を策定し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。（平成 27 年改訂）
- ◆ 毎年度、指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握し、計画の適切な管理を行うこととしており、この度、基本計画に基づき、審議会に報告するとともに、条例第 12 条に基づき、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の予定を取りまとめ、公表するものです。

### 2 計画の性格

- ◆ 条例第 9 条に基づき、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について示す基本計画
- ◆ 「北海道総合計画」を推進するための特定分野別計画
- ◆ 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」

### 3 計画の期間

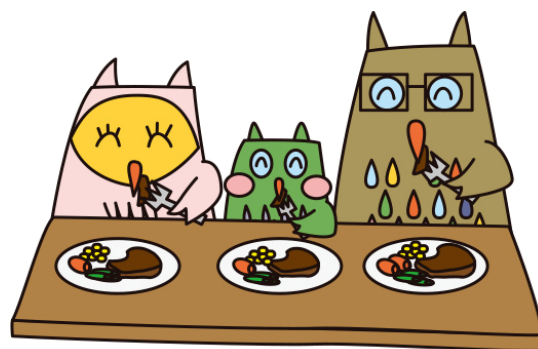
- ◆ 2008（平成 20）年度からおおむね 10 年間（2015（平成 27）年改訂）

### 4 計画の体系

計画では、青少年の健全育成に係る 5 つの基本方針を定めています。

- I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり
- II 青少年の自立をうながす環境づくり
- III 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり
- IV 社会環境の浄化の促進
- V 青少年の福祉を阻害する行為の防止促進

上記 5 つの「基本方針」に関連し、11 項目の「施策の目標」、目標に附属する 48 項目の「主な取組」を定めています。



「道民家庭の日」（毎月第 3 日曜日）のイメージキャラクター「ほーほーくん」とその家族

## 5 平成30年度 新規施策の主なもの

| 項目番号 | 事業名 及び 主な事業内容   | 予算額<br>(千円) | 所管部   |
|------|---|-------------|-------|
| 40   | 地域人材との連携による子どもの読書活動推進事業費<br>道内5振興局管内でフォーラム実施するなどして地域人材と連携して読書活動における取組を充実させ、学校図書館における子どもの読書活動の推進を図る。   | 1,908       | 教育庁   |
| 135  | ほっかいどう民俗芸能振興事業費<br>地域に伝わる民俗芸能に触れる機会を道民に提供し、民俗芸能の振興・伝承を図る（ほっかいどう子ども民俗芸能全道大会の開催）。   | 2,700       |       |
| 163  | 北海道ふるさと・みらい創生推進事業<br>道内基幹産業への関心を高めるため、中高生に対するインターンシップを実施。<br>また、地域の課題解決に係るテーマを高校生が設定し、優れた教育活動を企画立案した高校を採択し、キャリア教育の充実に資する取組を実施。  | 30,882      |       |
| 177  | 水産高校生漁業就業促進対策事業費<br>道内水産高校生の漁業への就業促進を図るため、漁業体験や新規就業者に対する支援体制や制度の紹介等を行う。   | 2,912       | 水産林務部 |
| 197  | 北海道姉妹友好提携地域ラウンドテーブルミーティング2018開催事業費<br>北海道 150 年事業の一環として道と姉妹友好提携を締結している地域の代表が札幌市に一堂に会し、次代に引き継ぐ新たな国際交流のあり方について意見を取り交わした。道内の高校生から国際交流の取組についての発表、地域の代表者による各地域の紹介に続き、共同宣言を発表した。（8/4実施） | 25,477      | 総合政策部 |
| 198  | サイエンスフェスティバル開催経費負担金<br>北海道 150 年を契機として世界を舞台に活躍する人材を育成・輩出するため、マサチューセッツ工科大学教授、公立はこだて未来大学システム情報科学部教授を招へいし、講演会を実施。このほか、小・中学生を対象とした体験実験や、国立研究機関・企業による展示・教室により先端の科学技術を伝えた。（8/6～7実施）     | 26,905      |       |
| 199  | 小学校英語力向上支援事業<br>学習指導要領の改訂に伴い、モデル地域の指定により英語によるコミュニケーション力を育む(全道6管内において「英語 de トライ」を試行実施)。  | 4,068       | 教育庁   |



これらの小中校生を対象とした事業だけでなく、“起業を目指す若者・女性を地域全体で支える応援事業”や「道民家庭の日」にも通じる、“仕事と家庭の両立を後押ししている企業の認定を行う事業”もあるヨ

§ 6の項目に関する脚注 §

環…環境生活部 保…保健福祉部 経…経済部 教…教育庁 警…警察本部

## 6 施策の進捗状況

### 基本方針Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

#### (1) 基本的な対応方向

青少年が、心身ともに健やかに成長し、豊かな感性をはぐくみ、豊かな人間関係を構築しながら新しい時代を生きていく力を身につけていけるよう、豊かな人間性を育む家庭づくり、学校づくり、地域づくりに取り組んでいます。

#### (2) 主な取組実績

| 主な取組  | 実績  |
|---|---|
| ⑪ 地域の身近な場所での居場所づくり  |   |
| 73 地域子ども・子育て支援事業 <span style="float:right">保</span>         | 放課後児童対策事業<br>H29 1,028カ所 (H28 1,022カ所)              |
| 74 子どもの居場所づくり推進事業 <span style="float:right">保</span>        | 学習支援や食事の提供等を行う地域の居場所づくりの推進<br>H29 7市町村 (H28 2市町村)   |
| 75 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金 <span style="float:right">教</span> | 放課後子ども教室の開催<br>H29 68市町村 150教室<br>(H28 64市町村 144教室) |

#### (3) 指標項目

| 指標項目                                   | 計画改定時<br>(H25) | 現状値<br>(H29) | 目標値<br>(H29) |
|--|----------------|--------------|--------------|
| 放課後児童クラブ数 (箇所)                         | 924            | 1,028        | 1,010        |
| 放課後における子どもの活動拠点の整備状況(放課後子ども教室等) (市町村数) | 94             | 109          | 全市町村         |



平成30年1月に行った調査では、道内の「子ども食堂」は37市町、81カ所にあるヨ。

(北海道保健福祉部「子どもの居場所」に関する実態調査結果報告書より)

### 基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり

#### (1) 基本的な対応方向

青少年が、時代の社会を担う者としての自覚の下、自主性を育みながら健全な社会人として成長を遂げるための環境づくりに取り組んでいます。

(2) 主な取組実績

| 主な取組                                    | 実績   |
|---|--|
| ⑫ 青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実         |  |
| 156 公共訓練費（インターンシップ推進事業費）<br>経           | 高等技術専門学院でのインターンシップ<br>H29 6 学院 28 訓練科 271 人<br>(H28 7 学院 31 訓練科 292 人) |
| 158 次世代ものづくり人材育成事業<br>経                 | 小中学生を対象とした高等技術専門学院等での体験会<br>H29 9 回 (H28 10 回)                         |
| 159 新規学卒者就職対策推進費（高校生）インターンシップ推進事業費<br>教 | 道立高校におけるインターンシップの実施<br>H29 201 校 (H28 201 校)                           |
| 160 高等学校就職促進マッチング事業<br>教                | 進路指導教員を対象とした、求職・求人がミスマッチな業種に対する見学<br>H29 14 管内 (H28 14 管内)             |
| 161 新規学卒者就職対策推進費<br>教                   | 各教育局に、就職指導を行う進路相談員の配置  |
| 162 小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業<br>教            | 14 振興局から小中高各 1 校を研究指定校とし、家庭・地域・企業等の協力を得ながらキャリア教育の取組の実施                 |

(3) 指標項目

| 指標項目              | 計画改定時<br>(H25) | 現状値<br>(H29) | 目標値<br>(H29) |
|-------------------|----------------|--------------|--------------|
| インターンシップの実施状況 (%) | 46.8           | 65.6         | 50.0         |

**基本方針Ⅲ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり**

(1) 基本的な対応方向

ニート・ひきこもり、経済的困難を抱える家庭の青少年、不登校、障がい等のある青少年など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくりの促進に取り組んでいます。

(2) 主な取組実績

| 主な取組                    | 実績  |
|-------------------------|---|
| ⑭ 不登校対策等の推進             |   |
| 223 いじめ等対策総合推進事業費<br>教  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題対策連絡会議の開催</li> <li>スクールカウンセラー（通年型配置）<br/>H29 605 校 (H28 371 校)</li> <li>スクールソーシャルワーカー活用事業<br/>委託実施市町村数 H29 30 (H28 28)</li> </ul> |
| 225 子どもの人間関係づくり推進費<br>教 | <ul style="list-style-type: none"> <li>中一ギャップ問題未然防止事業<br/>H29 10 中学校区 (H28 5 中学校区)</li> </ul>   |
| 226 子ども相談支援センター事業費<br>教 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談支援センターの設置</li> <li>24 時間体制の電話相談の実施</li> <li>相談窓口紹介カード、リーフレットの作成・配布</li> </ul>   |

(3) 指標項目 (※H29の数値は集計中のためH28の数値)

| 指標項目                        |     | 計画改定時<br>(H25) | 現状値<br>(H29) | 目標値<br>(H29) |
|-----------------------------|-----|----------------|--------------|--------------|
| 不登校児童生徒の関係機関等での相談<br>状況 (%) | 小学校 | 70.0           | ※80.0        | 100          |
|                             | 中学校 | 60.5           | ※81.6        | 100          |

平成30年度は、「いじめ等対策総合推進事業費」  
の中で、初めて道立高校生を対象とした夏休み明  
けLINEでのSNS相談を行ったヨ



#### 基本方針Ⅳ 社会環境の浄化の促進

(1) 基本的な対応方向

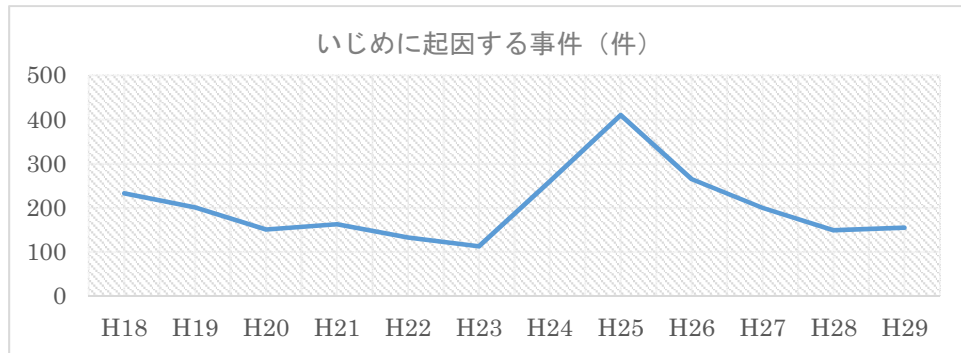
青少年の非行を助長するおそれのある社会環境や青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化に取り組んでいます。

(2) 主な取組実績

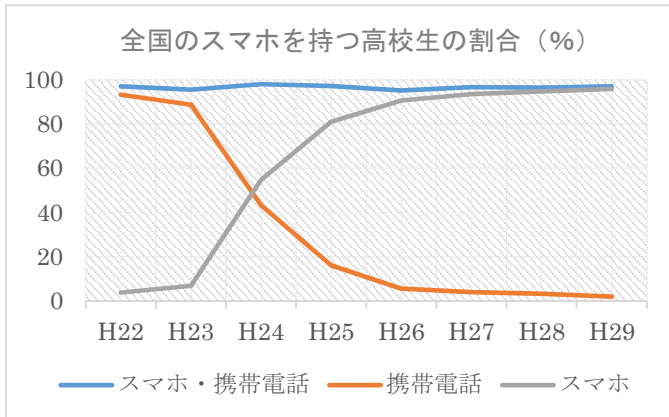
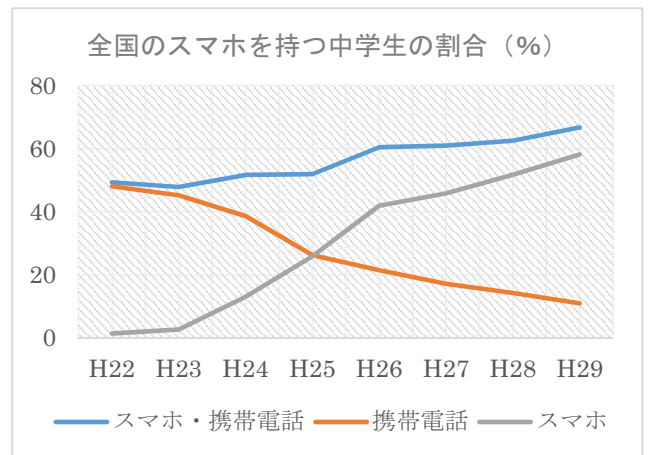
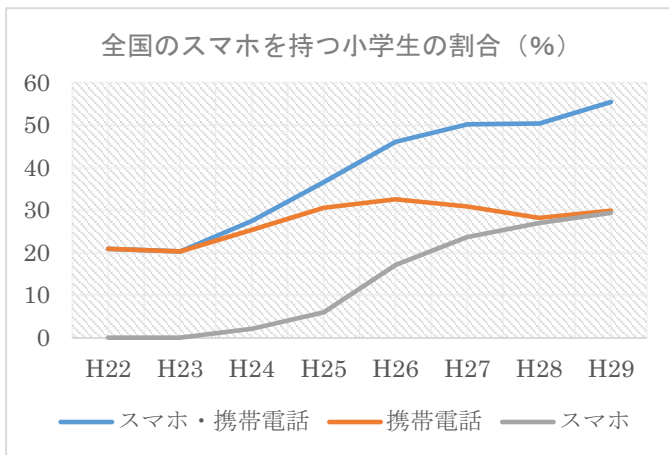
| 主な取組  | 実績  |
|---|---|
| ④ 情報化社会への対応   |   |
| 272 青少年健全育成促進費<br>(非行防止特別対策事業) <span style="float: right;">環</span> | <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成条例遵守徹底のための事業所立入</li> <li>有害興業・有害図書 の指定</li> </ul>   |
| 273 青少年を取り巻く有害環境対<br>策推進事業 <span style="float: right;">環</span>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上の有害情報から青少年を守る<br/>道民フォーラム<br/>H29 帯広市 (H28 旭川市)</li> <li>全道全ての中学1年生へ啓発パンフレットの配<br/>布</li> </ul>  |
| 274 いじめ等対策総合推進事業費 <span style="float: right;">教</span>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラー活用事業<br/>H29 605校 (H28 371校)</li> <li>スクールソーシャルワーカー活用事業<br/>H29 30市町村 (H28 28)</li> <li>ネットパトロールの実施<br/>H29 年4回 (H28 年4回)</li> </ul> |

(3) 指標項目

| 指標項目                     |     | 計画改定時<br>(H25) | 現状値<br>(H29) | 目標値<br>(H29) |
|--------------------------|-----|----------------|--------------|--------------|
| ネットトラブルの未然防止の取組状況<br>(%) | 小学校 | 15.7           | 99.2         | 100          |
|                          | 中学校 | 23.2           | 99.0         | 100          |
|                          | 高校  | 38.5           | 100.0        | 100          |

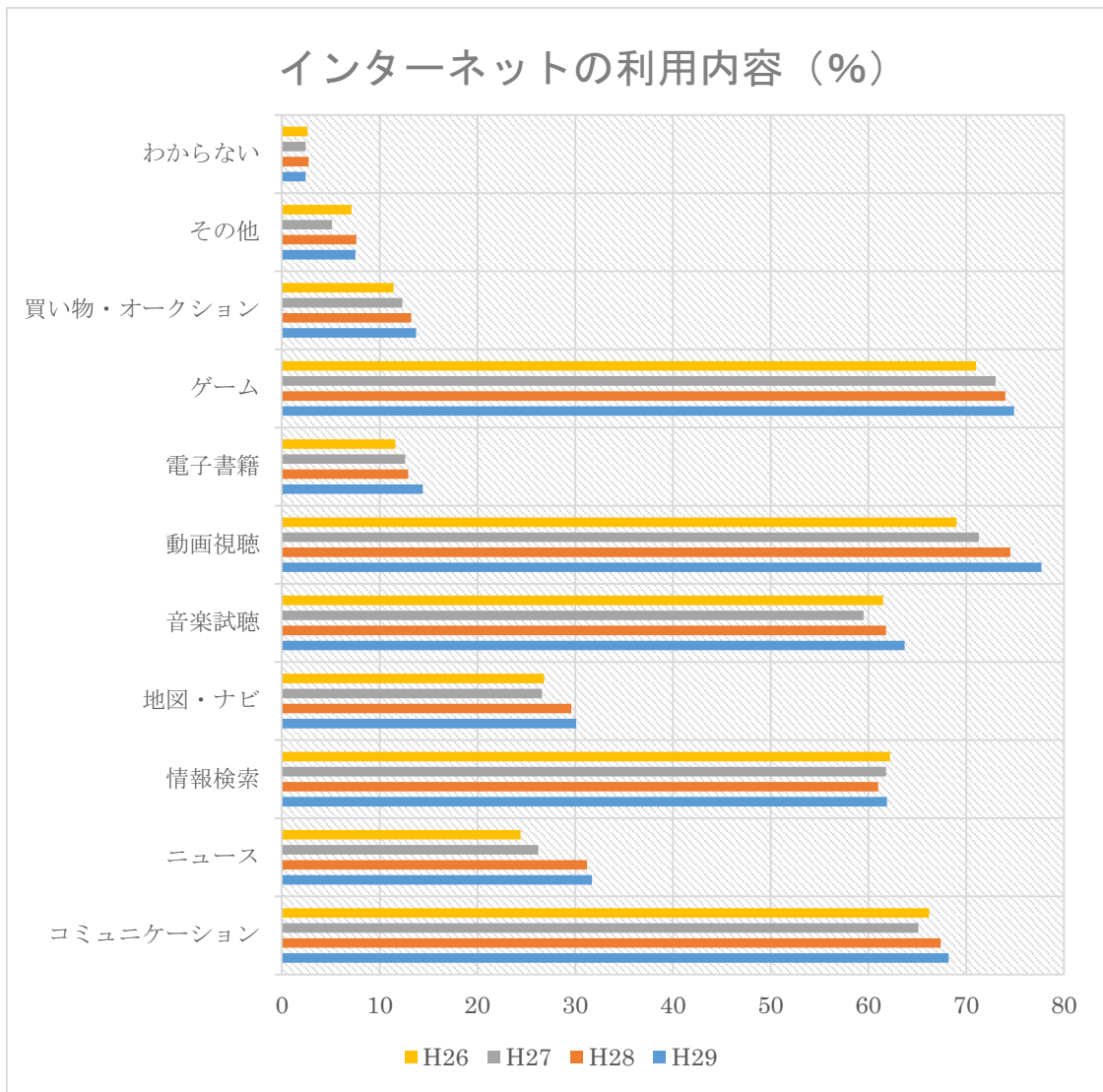


出典：警察庁「平成 29 年における少年非行・児童虐待及び子供の性被害の状況」



出典：内閣府 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書





出典：内閣府 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書

## 基本方針Ⅴ 青少年の福祉を阻害する行為の防止の促進

### （１）基本的な対応方向

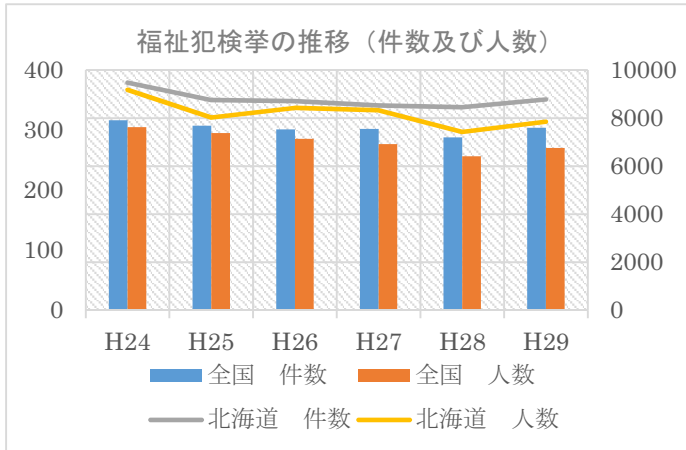
登下校時や公園等における不審者からの声かけ、インターネットによる出会い系サイト等を介した犯罪など、福祉犯罪被害の未然防止に取り組んでいます。

### （２）主な取組実績

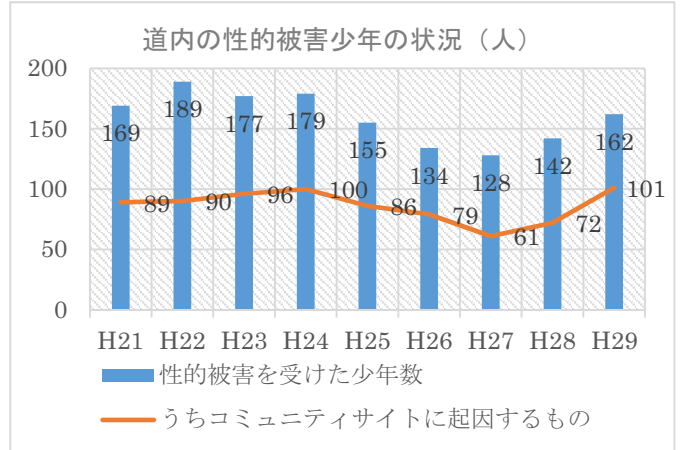
| 主な取組                                      | 実績   |
|---|--|
| ④ 子どもの安全・安心確保のための取組の推進                    |  |
| 284 地域安全推進事業費（犯罪のない安全で安心な地域づくり推進事業費）<br>環 | ・防犯リーフレットの作成・配布<br>H29、H28 ともに 32,000 部  |
| 287 安全・安心まちづくり事業費<br>警                    | ・実践型防犯教室の開催<br>H29 25 回（H28 46 回）<br>・自主防犯活動、くらしの安全対策ハンドブック作成<br>H29、H28 ともに 6,000 部 |

(3) 指標項目

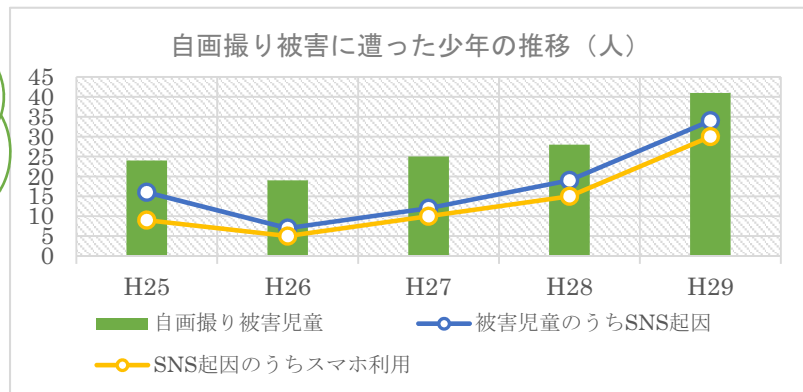
| 指標項目                     |     | 計画改定時<br>(H25) | 現状値<br>(H29) | 目標値<br>(H29) |
|--------------------------|-----|----------------|--------------|--------------|
| 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況 (%) | 小学校 | 85.8           | 100.0        | 100          |
|                          | 中学校 | 84.0           | 100.0        | 100          |



出典：北海道警察「平成 29 年の少年非行」



出典：北海道警察「平成 29 年の少年非行」



出典：北海道警察「平成 29 年の少年非行」